

○ 高島市在宅介護用品助成事業実施要綱

平成17年4月1日

告示第229号

改正 平成18年3月9日告示第24号

平成19年4月18日告示第78号

平成21年3月18日告示第31号

平成23年2月28日告示第16号

平成26年2月5日告示第8号

平成27年2月25日告示第25号

平成28年3月9日告示第25号

平成29年4月1日告示第37号

(目的)

第1条 この告示は、寝たきりや認知症、障がいなどにより常時紙おむつ等の介護用品(以下「介護用品」という。)を必要とする者に対し、介護用品助成券(以下「助成券」という。)を交付することにより、介護用品の購入に要する費用の一部を助成し、その世帯の身体的、精神的および経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者、障がい者等の在宅生活の継続と福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「介護用品」とは、次の各号に掲げる物をいう。

- (1) 紙おむつ
- (2) 尿とりパット
- (3) おしり拭き
- (4) 清拭剤
- (5) ドライシャンプー
- (6) 介護シート
- (7) 使い捨て手袋
- (8) リハビリパンツ

2 この告示において「介護用品使用者」とは、在宅で生活するもののうち次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 寝たきりや認知症などにより介護用品を使用している介護保険法(平成9年法律第123号)第7条に規定する要介護状態区分または要支援状態区分のいずれかに該当する者
- (2) 介護用品を使用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第4条第1項に規定する障がい者または同条第2項に規定する障がい児
- (3) 前2号に掲げる者に類する状態にあると市長が認めた介護用品使用者
(助成対象者)

第3条 助成券の交付対象者(以下「助成対象者」という。)は、市内に住所を有する次の者とする。ただし、他の助成制度により介護用品の支給を受けられる者を除く。

- (1) 市民税非課税世帯に属する介護用品使用者
 - (2) 3歳以上20歳未満の介護用品使用者
- (助成の申請)

第4条 助成券の交付を受けようとする者は、介護用品助成券交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号のいずれかの者がその状況を確認したことを証明する旨の記名および押印を得て、市長に提出しなければならない。

- (1) 地区担当民生委員
- (2) 居宅介護支援事業所
- (3) 市の保健師
- (4) 市の介護認定調査員
- (5) 小規模多機能型居宅介護事業所または介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 認知症対応型共同生活介護事業所または介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 指定特定相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所

2 前項の申請書は、毎年度更新するものとする。この場合において、同項に規定する確認の記名および押印については、これを省略することができる。

(助成券の交付)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、介護用品助成券交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知をするとともに、助成対象者に対しては当該提出のあった日の属する月以降の月数に応じ助成券(様式第3号)を交付するものとし、その額については、次によるものとする。

- (1) 介護保険法による要介護状態区分が要介護4または要介護5と認定された介護用品使用者またはこれに相当する介護用品使用者 月額5,000円
- (2) 3歳以上20歳未満の介護用品使用者 月額5,000円
- (3) 前2号以外の介護用品使用者 月額3,000円

2 前項の規定により交付する助成券の額面は、1枚につき1,000円とする。

3 助成券の使用の有効期間は、その交付のあった日の属する年度末または助成すべき事由が消滅した日のいずれか早い日までとする。

(助成券の再交付)

第6条 交付した助成券は、再交付しないものとする。ただし、汚損した場合はこれと引換えにより再交付することができる。

(利用方法)

第7条 助成券を利用するときは、その都度、市内で営業する基本協定を締結した介護用品取扱店(以下「協力店」という。)に助成券を提出するとともに、介護用品の購入代金から当該助成券の額を控除した額を支払うものとする。

(助成券利用料金の支払)

第8条 前条の規定により、助成券を受領した協力店は介護用品助成券利用料金請求書(様式第4号)に当該助成券を添付して、利用のあった翌月10日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項による請求があったときは、30日以内に当該請求額を協力店に支払うものとする。

(受給資格等に係る届出)

第9条 助成対象者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成対象者またはその家族は、速やかに介護用品助成事業受給資格等届出書(様式第5号)に未使用の助成券を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護用品使用者の住所または氏名を変更したとき。
- (2) 介護用品使用者の要介護状態区分が、要介護4もしくは要介護5になったとき、または要介護4もしくは要介護5でなくなったとき。
- (3) 介護用品使用者が、介護用品を使用しなくなったとき。
- (4) 介護用品使用者が介護保険施設に入所したとき。
- (5) 介護用品使用者が市外へ転出または死亡したとき。
- (6) 当該年度において介護用品使用者の属する世帯が、市民税非課税世帯となったとき。

(7) 障害者総合支援法第5条第6項の療養介護または同条第10項の施設入所支援の障害福祉サービスを受けるとき。

(受給資格等に関する調査)

第10条 市長は、必要と認めるときは、助成の認定を受けた者および介護用品使用者の資格の適否について調査することができる。

(不正使用の措置)

第11条 市長は、助成券を不正に使用した者があるときは、当該不正使用に相当する金額を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、助成券の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月9日告示第24号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

改正文(平成19年4月18日告示第78号)抄

平成19年4月1日から適用する。

改正文(平成21年3月18日告示第31号)抄

平成21年4月1日から適用する。

改正文(平成23年2月28日告示第16号)抄

平成23年4月1日から適用する。

改正文(平成26年2月5日告示第8号)抄

平成26年4月1日から施行する。

改正文(平成27年2月25日告示第25号)抄

平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月9日告示第25号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に交付する助成券から適用する。

様式第1号（第4条関係）

介護用品助成券交付申請書（新規・更新）

年 月 日

高島市長

申請者 住所

（介護用品使用者）氏名

㊞

TEL -

高島市在宅介護用品助成事業実施要綱第4条の規定により介護用品助成券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、同助成券の交付にあたり、高島市が私の課税状況について照会することに同意します。

介護用品 使用者	ふりがな 氏名		男・ 女	年 月 日生	満 歳
紙おむつ等を必要とするようになった時期		年 月 日頃			
紙おむつ等を必要とするようになった理由		ア 病気 []（病名がわかればご記入ください。） イ けが ウ 老衰 エ その他 []			
介護保険法による要介護状態区分		ア 要支援 1・2 イ 要介護 1・2・3・4・5 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日			

上記のとおり、相違ないことを確認しました。

年 月 日

確認者

地区担当民生委員・居宅介護支援事業所・市保健師・認定調査員
小規模多機能型事業所・認知症対応型GH・地域包括職員・相談支援事業所

㊞

※更新申請は、この確認を省略することができます。

※市記入欄	(課税状況) 課税 (交付不可) ・ 非課税	(認定状況) 無 (交付不可) ・ 有	月額	円
-------	---------------------------	------------------------	----	---

様式第2号(第5条関係)

介護用品助成券交付決定(却下)通知書

年 月 日

様

高島市長

印

申請のありました高島市介護用品助成券交付申請については、高島市在宅介護用品助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 次のとおり助成券の交付を決定します。

認 定 番 号	第 号
介 護 用 品 使 用 者	
助 成 券 月 額	月 円
交 付 期 間	年 月 日～ 年 月 日

2 次の理由により交付の申請を却下します。

(理由).....
.....
.....

この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に高島市長に対して審査請求することができます。

様式第3号(第5条関係)

(表)
表紙

年度
介護用品助成券
(表紙)

氏名	
住所	
助成券番号	第 号
有効期限	年 月 日

発行年月日 年 月 日

高 島 市

(裏)

表紙

注 意 事 項

- 1 この助成券は、本市と基本協定を締結した別紙の協力店でのみ利用できません。
- 2 この助成券は、「助成券で購入できる用品」に記載している物以外は利用できません。
- 3 この助成券を協力店で利用するときは、購入代金と使用する助成券との差額を支払ってください。
- 4 次のいずれかに該当する場合は未使用の助成券を添えて高島市役所に届出をしてください。
 - (1) 介護用品使用者の住所または氏名を変更したとき。
 - (2) 介護用品使用者の要介護状態区分が、要介護4もしくは要介護5になったとき、または要介護4もしくは要介護5でなくなったとき。
 - (3) 介護用品使用者が、介護用品を使用しなくなったとき。
 - (4) 介護用品使用者が介護保険施設に入所したとき。
 - (5) 介護用品使用者が市外へ転出または死亡したとき。
 - (6) 当該年度において介護用品使用者の属する世帯が、市民税課税世帯となったとき。
 - (7) 障害者総合支援法第5条第6項の療養介護または同条第10項の施設入所支援の障害福祉サービスを受けるとき。
- 5 この助成券を他人に譲渡するなど不正に使用した場合は、当該助成券に相当する金額を市長に返還しなければなりません。
- 6 この助成券は、再発行できませんので、大切に保管してください。

(表)
助成券

年度
介護用品助成券

助成券番号	第 号
助 成 額	金 円
有 効 期 限	年 月 日

発行者 高島市長



利用年月日	年 月 日
取 扱 店	

(裏)
助成券

助成券で購入できる用品

紙おむつ
尿とりパット
おしり拭き
清拭剤
ドライシャンプー
介護シート
使い捨て手袋
リハビリパンツ

(協力店の皆様へ)

- 1 この助成券を使用して介護用品の購入があったときは、助成券の金額は請求により市から協力店へ支払います。
- 2 協力店は、この助成券を添えて介護用品助成券利用料金を市長に請求してください。

様式第4号(第8条関係)

介護用品助成券利用料金請求書

金 円也

(内訳) 介護用品助成券 額面1,000円 × 枚

高島市在宅介護用品助成事業実施要綱第8条の規定により、 月分介護用品
助成券利用料金を上記のとおり請求します。

年 月 日

高島市長

請求者 住所
協力店名
代表者氏名 ㊟

振込先

振込口座	金融機関名	銀行 組合 金庫	本店 支店 出張所 代理店
	預金種別	普通・当座	
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義		

様式第5号(第9条関係)

介護用品助成事業受給資格等届出書

年 月 日

高島市長

届出者 住所

氏名

印

TEL

下記のとおり介護用品助成受給資格等に変更が生じたので届け出ます。
また、届出に当たり、高島市が私の課税状況について照会することに同意します。

記

介護用品使用者名 認定番号 第 号

(1) 住所変更	変更前	
	変更後	
	変更日	年 月 日
(2) 介護用品使用者の要介護状態区分が、要介護4または要介護5になった。 (でなくなった。) 変更後の区分 要介護4・要介護5・要介護____ 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日		
(3) 介護用品使用者が介護用品を使用しなくなった。 年 月 日から介護用品を使用しなくなった。		
(4) 介護用品使用者が介護保険施設に入所した。 施設名： 入所日： 年 月 日		
(5) 介護用品使用者が死亡した。 死亡日 年 月 日		
(6) 当該年度において介護用品使用者の属する世帯が、市民税課税世帯になった。		
(7) 障害者総合支援法第5条第6項の療養介護または同条第10項の施設入所支援の障害福祉サービスを受けることになった。		

※助成券交付額 円 助成券返還額 円

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)